

広島県告示第九百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年十二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲井原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字三谷字末宗一八六番一地先から 福山市神辺町大字三谷字天満一七三九番一地先まで		三・〇〇〇 〇・〇〇〇		五二〇・〇〇	
	一〇・〇〇〇 五五・〇〇〇			五二〇・〇〇	拡幅